

南丹市景観計画

南 丹 市

景観まちづくりを進めるために

私たちの住む南丹市は、四季折々の豊かな自然、緑豊かな里山や歴史ある集落など優れた景観に恵まれています。それらは先人たちにより長年にわたり培われてきた貴重な財産です。これからのまちづくりを進めていく中で、優れた景観を維持し、また新たに創造し、市民の誇りとなる景観資産を次世代に引き継ぐことが私たちの責務といえます。良好な景観の保全と形成には、市民、事業者、行政が共通の目標を掲げ、統一した方針のもと日々これを実践していく必要があります。

そのため、本市の魅力的な景観を見つめ直し、市民が愛着と誇りを感じるとともに訪れる人の心を癒す南丹市らしい景観形成の方針となる「南丹市景観計画」を策定いたしました。今後は、景観計画に沿って市民、事業者、行政がさらに信頼を深め、それぞれの役割と責任を担い、協働して景観まちづくりに取り組む必要がありますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本景観計画の策定にあたりまして、多大なご尽力を賜り活発なご議論をいただきました南丹市景観制度策定委員会の皆様をはじめ、策定に向けてのご提言をいただきました南丹市景観形成検討委員会の皆様、貴重なご意見をいただきました市民や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

南 丹 市

◇ — ◇ — ◇ 目 次 ◇ — ◇ — ◇

第1章 景観計画とは

はじめに	1
1. 景観計画の目的	2
2. 景観計画の基本理念	2
3. 景観計画の基本目標	2

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画区域	3
2. 景観計画区域の特性	5

第3章 良好な景観形成のための方針

1. 山里自然エリアにおける景観形成	6
2. 【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける景観形成	9

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 山里自然エリアにおける行為の制限	11
2. 【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける行為の制限	14

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の基本的な考え方	15
2. 景観重要建造物	15
3. 景観重要樹木	15

第6章 公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備	17
2. 景観重要公共施設	17

第7章 屋外広告物に関する事項

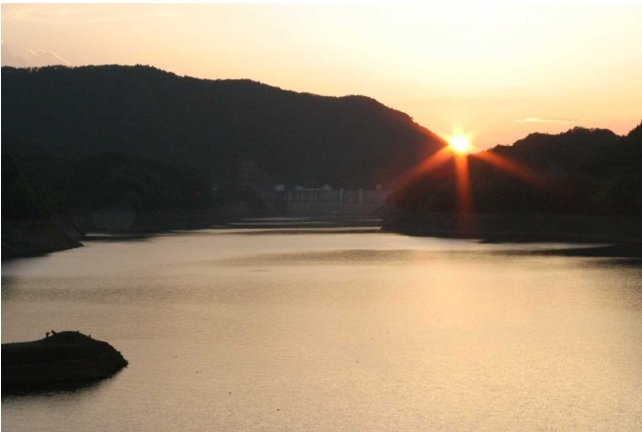
屋外広告物	17
-------	----

第8章 計画の実現に向けて

1. 景観づくりの役割分担	18
2. 景観審議会の設置	19
3. 景観づくりの推進	19

参考資料	20
------	----

1. 景観に関するこれまでの主な取組等
2. 南丹市景観制度策定委員会の検討経過等
3. 南丹市景観制度策定委員会委員名簿
4. 届出手続の流れ
5. 用語の解説
6. 使用できる色彩のイメージ
7. 景観協定について補足（景観法で規定）
8. 景観計画の提案について補足（景観法で規定）



第1章 景観計画とは

～はじめに～

平成18年の合併により誕生したわがふるさと南丹市には、四季折々の豊かな情景に包まれたすばらしい景観資産が数多く存在します。これらはすべて、山河や里を守り育ててきた人々の心豊かな暮らしの営みにより、長年にわたり培われてきた貴重な財産であり、市内外の多くの人々を魅了し、心癒すふるさとの原風景として愛されてきました。これらの景観を守り、次世代へ引き継ぐことは今を生きる私たちに課せられた責務であるといえます。

しかしながら、時代とともに大きく移り変わるライフスタイルによってこれらの景観は日々変化し、意識を持って守っていかなければ貴重な財産を失うことにもなりかねません。

国では、平成16年に景観法（平成16年法律第110号）が制定され、地方自治体が景観法に基づき景観づくりを進めることが可能になりました。南丹市などの基礎的自治体が主体的に景観行政を担い、市民の意見を反映したきめ細かな景観づくりに取り組むことが求められています。

南丹市は、合併による発足とともに美山町が景観法に基づく景観行政団体であったのを引き継ぎ、「南丹市美しいまちづくり条例」を施行し景観施策の取組を継承しています。市民の活動の中には、景観に配慮したまちを市民の手で創りだそうとする取組も見られ、今後ますます市民参画による良好な景観形成の進展が期待されています。

こうした背景の下、南丹市らしい景観の保全と形成のあり方について検討を行うため、平成21年3月に南丹市景観形成検討委員会を設置し、平成23年4月に「南丹市の景観保全と形成のあり方に関する提言書」による提言がなされました。この提言では、南丹市がよりよい景観づくりを進める際の基本的な考え方を明確にするとともに、景観法を活用した景観づくりへの本格的な取組に向けて、その方向性が整理されたもので、南丹市らしい景観の保全と形成のためのルールづくりや支援に努めることが求められています。

この提言を受け、平成24年8月に南丹市の景観政策の基本方針となる「景観計画」とこの計画を実効性のあるものとするための「景観条例」を策定するため「南丹市景観制度策定委員会」を設置し、今回この南丹市景観計画を策定しました。

計画区域については、まずは先進的に景観政策を展開してきた美山町地域としますが、今後、啓発を行い景観保全に対する気運が高まった地域から順次拡大していくことを目指します。

1 景観計画の目的

近年、社会の成熟化に伴い良好な景観の保全と形成に対する意識が高まっています。良好な景観は、地域の魅力の増進や観光の振興など、さまざまな効果が期待されます。

南丹市においても優れた景観の保全と形成を行うことにより、自然・歴史・文化等を生かしたまちづくりを推進し、豊かな市民生活や地域社会の実現が期待されます。

南丹市景観計画は、総合振興計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画や環境基本計画等に示されるさまざまな景観施策の具体化、実現に向けての基本方針を示すものであり、景観法に基づく実効性のあるルールを定め市民、事業者、行政の協働により地域に対する愛着と誇りが持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定します。

2 景観計画の基本理念

「市民も来訪者も みんな“ほっ”とできる癒しのまち 南丹市」

市民一人ひとりが、ふるさとに「ここに住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」といった愛着と誇りを持ち、訪れた人々が「また訪れたい」「ここに住んでみたい」と感じる魅力ある景観の形成を目指します。

3 景観計画の基本目標

景観づくりは、各主体（市民・事業者・行政）によって個々ばらばらの活動では期待される成果を得ることはできません。すべての主体が統一した方向に向かうこと、いわゆる目標を共有することが必要であるため、次のとおり定めます。

人々が安心していきいきと暮らし、景観に癒されるまちづくり

自然と歴史と文化が織り成す景観に自信と誇りをもてるまちづくり

農林水産業などの地域産業と景観資源をともに生かしたまちづくり

第2章 景観計画の区域

1 景観計画区域

○景観計画区域 南丹市美山町地域

南丹市は、京都府において京都市に次ぐ616.31km²の広大な面積を有しています。四季の彩りに満ちた美しい清流とその水源をかん養する森、農林産物の恵みをもたらす里のきらめき、人情味にあふれ来訪者の心を癒すふるさとの原風景、都市圏近郊の好条件を生かし、利便性を一層高めている中心市街地など、異なるさまざまな顔を持っています。

山河や里を守り育ててきた人々の心豊かな営みにより、長年にわたり培われてきた貴重な財産である良好な景観は、市民、事業者、行政が協働することにより次世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、市街地や農山村の異なる趣をもつ地域特性を踏まえながら、地域に調和した建築物や工作物が整備されていく必要があります。

特に美山町では、「美しい町づくり条例」を制定し、開発行為や建築物の建築等を行う場合に届出を義務づけるなど、景観に配慮したまちづくりが行われてきました。このように景観に配慮したまちづくりを、住民と行政が一体となって進めてきた美山町の区域を市の景観行政の先導的なモデルと位置づけ『景観計画区域』とします。

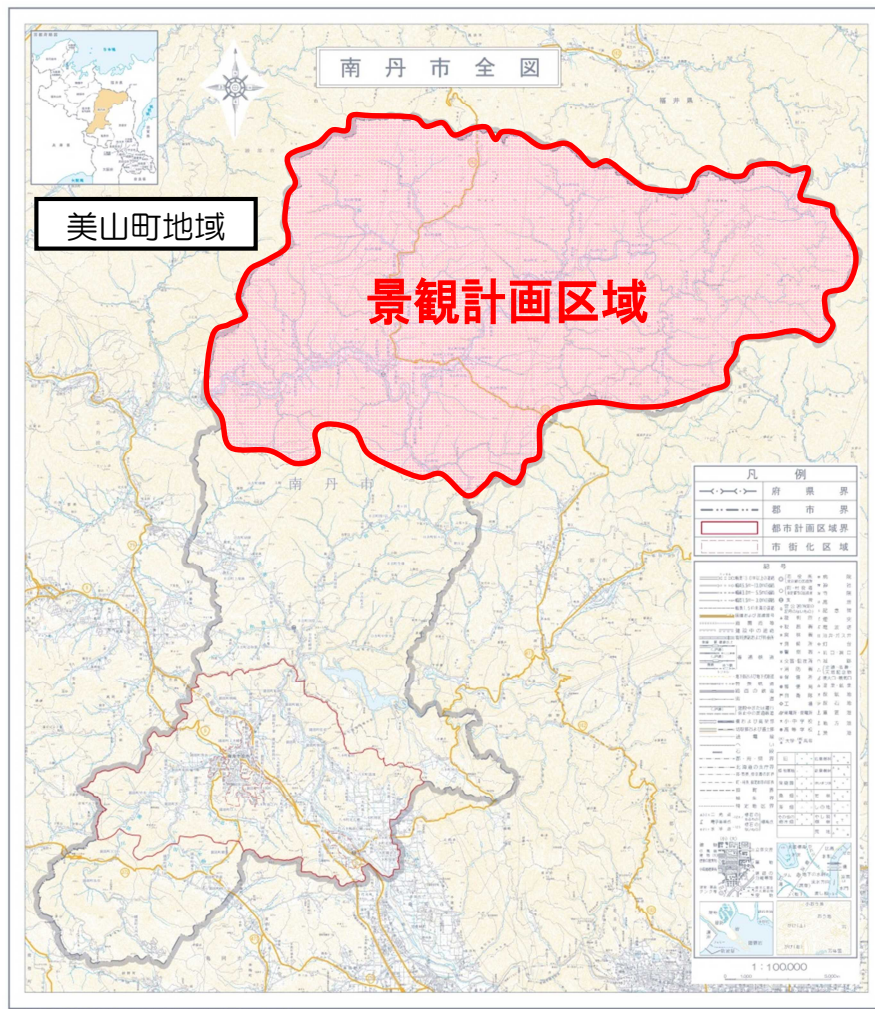
◆美山町地域における景観計画

美山町地域は、南丹市の北部に位置し市域の約55%にあたり、そのうち山林が96%を占めています。山々の針広葉樹林がおりなす緑豊かな自然と、プナノキ峠を水源とする由良川清流、かやぶき民家に代表される歴史的景観を有する地域として、高い評価を受けています。心の安らぎを提供する美しい景観は、四季折々の変化と趣があり、何ものにも変えることのできない大切な宝となっています。これらの宝は、先人の長年にわたる自然とのかかわりや郷土への愛着によって維持されてきたもので、市民のみならず、来訪者にとっても最大の財産であり、より豊かな地域の発展のための資源として守り育てていかなければなりません。

また、景観の保全には、生活や農林水産業などを営む上で、さまざまな制約が伴ってくることも考えられますが、次世代に引き継いでいく中で、これからの生活を築き上げるとともに、地域や集落における景観への独自の取組を継承し、良好な景観づくりと保全に主体的に取り組むことが市民に課せられた使命であり、かかわる全ての者に創意工夫のある活動が求められています。

この景観計画を基に、市民と行政の連携した取り組みにより、良好な景観を保全し形成するとともに、農林水産業や観光などの活性化につなげ、南丹市のより一層の発展を目指します。

【景観計画区域の範囲】



2 景観計画区域の特性

南丹市が有する良好な景観は、地域ごとに特徴ある景観を形成しています。それぞれの特性を生かし、地域にふさわしい景観の形成と保全を図るため、景観特性ごとの「エリア」を設定します。また、その中でも住民等の合意形成に基づき、特に良好な景観形成に取り組む地区を「重点エリア」として位置づけ、独自の景観形成の方針や景観形成基準などを定め、地域の個性や景観資源を生かした景観形成に取り組みます。

なお、「重点エリア」の指定は、各地区の景観保全活動の状況や住民等の合意形成などにより、随時追加等の見直しを行います。

◆ 景観特性「エリア」の設定

景観特性「エリア」	該 当 範 囲
①山里自然エリア	重要伝統的建造物群保存地区（美山町北）以外の地域

景観特性「重点エリア」	該 当 範 囲
②伝統的景観重点エリア	重要伝統的建造物群保存地区（美山町北）の範囲



第3章 良好な景観形成のための方針

1 山里自然エリアにおける景観形成



<現状と課題>

美山町地域は「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された美山町北集落、日本海に注ぐ由良川の源流となる清流や貴重な動植物が生息し、天然林が見せる四季の風景を眺望できる芦生研究林など、“癒し”を求めて年間70万人の観光客が訪れる観光地となっています。

また、同地域は住民の景観に対する意識が高く、合併前の美山町において「美しい町づくり条例」を制定し、開発行為の抑制や、水質保全、景観との調和に配慮した建築物の建築・工作物の建設に努めるなどの取組が行われてきました。

しかしながら、社会情勢の変化や近年の少子高齢化などの影響により、後継者不足による山林、農地の荒廃、かやぶき民家の減少や老朽化、多様な住宅などの建築により、美山の魅力ある風景が損なわれつつあります。

(1) 景観形成の方針

- 居住者の利便性を確保しつつ、訪れる人に癒しを与える山里の景観形成を図ります。
- 美山町地域の特徴的な風景である美しい山・川や田畑・家屋が一体となった田園風景の保全を図ります。
- 森林においては、針広葉樹林がおりなす緑豊かな自然景観の保全を図ります。
- 河川においては、生態系や環境にも配慮した自然景観の保全を図ります。
- 田畑においては、農業があつての山里自然エリアであるので、荒廃させることなく生産的な観点も含めて景観に配慮した保全に取り組みます。
- かやぶき民家など**地域の昔ながらの建物(※)**の保全に取り組みます。
- 日本風景街道に登録された「美山かやぶき由良里街道」や「西の鯖街道」の沿道を中心に町並みの保全に努めます。

(2) 具体的方策

- 建築物、工作物や屋外広告物に対して山里の景観にふさわしい規制誘導を行います。
- エリア内におけるかやぶき屋根の修理等について支援します。
- 良好な景観の形成に向け、市民が行う活動に対し支援します。

(3) 協働での取組

- 良好な景観の形成と保全に日ごろの生活から配慮を心がけ、それぞれの立場でできることを行います。
- 各地区や集落で美化活動や奉仕作業などにより、良好な景観の形成と保全に取り組みます。
- 良好な景観についての理解を深め、各地区や集落における共通認識となる取組を進めます。

※ 地域の昔ながらの建物とは、木造、礎石（石場）建て、竹小舞下地の荒壁、貫構造で屋根は「かや」などの自然素材を使っている建物（以前は、「かや」などの自然素材を使った屋根の建物であったが、現在は瓦葺、鉄板葺又はかやぶきにトタンをかぶせた屋根となっている建物も含む）と本計画では規定します。



紅葉が美しい芦生原生林



水車がなじむ風景

京都府景観資産に登録された大野ダム周辺



美山かやぶき由良里街道



西の鯖街道



西の鯖街道（旧道）



夏の川と木々



＜現状と課題＞

市の北部、由良川上流に位置する美山町北集落には「日本の原風景」ともいうべき、かやぶき民家を中心とした伝統的建造物が多く現存しています。かやぶき民家は入母屋造りで千木、破風などの構造美に優れ、いわゆる「北山型」という独自の構成をもつ山村の民家としての特質を有することから、価値ある歴史的文化遺産として内外から高く評価され、平成5年、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

毎年、春と秋には集落内に設置された放水銃の一斉点検、冬には雪で作った灯籠の灯りがかやぶき屋根を照らす雪灯廊など、さまざまなイベントが行われ、景観の保全とともに観光振興が行われています。

しかし、現在では老朽化の進んだ建造物も多く、後継者問題を含めた修復、保全方法や生活の近代化の中で伝統的な要素が失われつつあることなどが課題となっています。

(1) 景観形成の方針

- 南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、かやぶき民家の建ち並ぶ伝統的建造物群の優れた町並みの保全に取り組みます。
- かやぶき民家を中心とした伝統的建造物群の歴史と伝統ある集落の美しい景観を活用した地域振興・観光振興を図ります。
- 居住者の快適な生活環境と観光地としての魅力の両立を図ります。
- 背景となる山や景観の一部である田についても、荒廃させることなく保全に取り組みます。
- 河川においても、伝統的建造物群の良好な景観の一部であるので周辺景観と調和した保全を図るとともに生態系や環境にも配慮します。

(2) 具体的方策

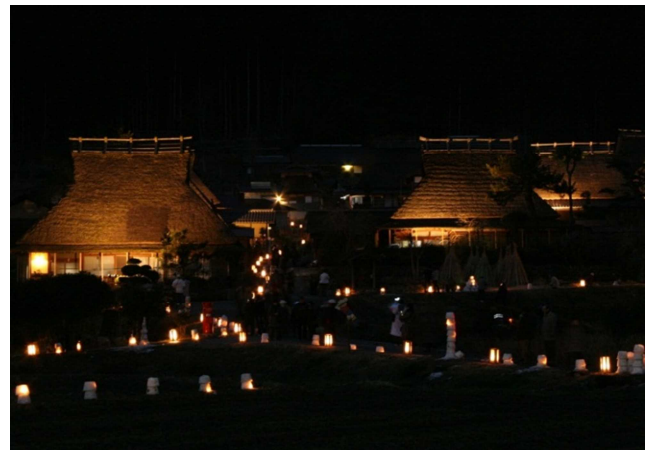
- 建築物、工作物や屋外広告物に対して伝統的景観にふさわしい規制誘導を行います。
- エリア内におけるかやぶき民家などの外観の修理等について助成を行います。
- 良好な景観の形成に向け、市民が行う活動に対し支援します。

(3) 協働での取組

- 良好な景観の形成と保全について、さらに配慮を心がけます。
- 集落で協力し、さらに良好な景観の形成と保全に取り組みます。
- 市民全体で守るという意識を高めます。



日本の原風景ともいえるべきかやぶき民家群



美山かやぶきの里 雪灯廊



第4章 良好な景観形成のための行為の制限

1 山里自然エリアにおける行為の制限

【届出対象行為】

項 目		届出対象行為
建築物の 建築等	新築、増築、改築若しくは移転	すべて
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更（※1）	変更部分の見付面積（※2）が 10㎡を超えるもの
工作物の 建設等	工作物の新築、増築、 改築若しくは移転、 及び外観を変更する こととなる修繕若し くは模様替え又は色 彩の変更（※1）	プラント類、貯蔵施設類、 処理施設類（※3） 電気供給施設等（※4） 上記以外の工作物（※5）
		高さが8mを超えるもの
		高さが8mを超えるもの又は 築造面積（※6）が10㎡を超 えるもの
土地の形質変更（※7）		面積が1,000㎡又は生じる 法面・擁壁の高さが3mかつ長 さが30mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源（※8）その他の物件の 堆積		高さ3m又は堆積する面積が 300㎡を超えるもの

※1 既存建築物及び既存工作物への太陽光発電設備等のパネル設置を含む。

※2 建築物等の一面の垂直投影面積。

※3 「プラント類」：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類するもの。

「貯蔵施設類」：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

「処理施設類」：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

※4 「電気供給施設等」：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。

※5 自動車車庫、地上に設置した太陽光発電設備、擁壁、さく、垣（生け垣を除く）、塀、煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、広告塔、広告板、装飾塔、電波塔、記念塔、物見塔、サイロ、風車、観覧車、飛行塔、コースター、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、彫像、記念碑等その他これらに類するもの。

※6 工作物の水平投影面積。

※7 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1号に規定する土地の形質変更。

※8 「廃棄物」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

「再生資源」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。

【景観形成基準】

建築物の建築等に関する景観形成基準			
高 さ	・高さ 15m以下 次のいずれかに該当する場合は、高さ制限について適用除外とできる。ただし、その場合は景観審議会の意見を聴かなければならない。 ①神社、寺院などの建築物 ②学校、病院その他公共、公益上必要な建築物 ③その他市長が認める建築物		
屋 根	・周辺の景観と調和した勾配屋根を採用するなどの工夫をすること。 ・建築物の屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示した明度、彩度の範囲とする。		
	使用する色相	彩度	明度
	赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）	2以下	1～6
	黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）		
	無彩色（N）	—	
	・太陽光発電設備等のパネルを使用又は設置する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。		
外 壁	・建築物の外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示した明度、彩度の範囲とする。 ただし、見付面積（外壁）の 10%未満の範囲内でアクセントカラーとして使用する部分の色彩はこの限りではない。		
	使用する色相	彩度	明度
	赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）	6以下	1～9
	黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）	2以下	
	無彩色（N）	—	
	・太陽光発電設備等のパネルを使用又は設置する場合は、外壁の色彩と調和したものとする。		
形態・意匠	・周辺の景観と調和した形態意匠とする。		
門・塀・柵	・自然景観や町並み景観に配慮する。		
緑化・植栽	・敷地内の緑化に努める。		

※ 次の①～③に示す場合は、上記のマンセル表色系で示した基準を適用しない。

- ①地域の伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根、ベンガラ塗り等の特徴的な形態意匠を継承する建築物
- ②木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を生かしている外壁及び屋根

③景観審議会に事前協議し許可を受けた建築物

工作物の建設等に関する景観形成基準				
全 工 作 物 共 通	高　　さ	・高さ 15m以下（電気供給施設等を除く） 市長が認める場合は、高さ制限について適用除外とできる。ただし、その場合は景観審議会の意見を聴かなければならない。		
	色彩、 意匠等	・周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 ・工作物の色彩は、次のマンセル表色系で示した明度、彩度の範囲とする。 ただし、見付面積（工作物）の 10%未満の範囲内でアクセントカラーとして使用する部分の色彩はこの限りではない。		
		使用する色相	彩度	明度
		赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）	6以下	1～8
		黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・ 青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）	2以下	
無彩色（N）	—			
	・太陽光発電設備等のパネルを使用又は設置する場合は、当該工作物の色彩と調和したものとする。			
プラント類 貯蔵施設類 処理施設類		・できるだけ道路等から目立たない場所に設置するよう工夫する。 ・施設周辺部の美化及び緑化に努める。		
電　気　供　給 施　設　等		・鉄柱、コンクリート柱その他の設備は茶色等の落ち着いた色彩に塗装するとともに設置場所についても考慮し、周辺の景観に配慮した設置方法とすること。 ただし、塗装が困難と認められる設備への色彩の塗装は、除くことができる。		
上記以外の 工　作　物		・素材、色彩、意匠等を工夫し、また植栽等による工夫や設置場所を目立たないところにするなど考慮し周辺の景観との調和を図ること。		

※ 次の①～③に示す場合は、上記のマンセル表色系で示した基準を適用しない。

- ①社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根、ベンガラ塗り等の特徴的な形態意匠を継承する工作物
- ②木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を生かしている工作物
- ③景観審議会に事前協議し許可を受けた工作物

その他の届出行為に関する景観形成基準	
土地の形質変更	- 大規模な法面、擁壁が生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 - 擁壁は材料、表面処理の工夫等により周辺景観との調和を図ること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・積み上げる高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう植栽や、木塀等で遮へいし、周辺の景観に調和するよう努めること。
----------------------------	--

2 【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける行為の制限

【届出対象行為】

項 目	届出対象行為
建築物の建築等 工作物の建設等 土地の形質変更 (※1)	「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」によるものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源(※2)その他の物件の堆積	すべて

【景観形成基準】

建築物の建築等に関する景観形成基準
・「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」によるものとする。

工作物の建設等に関する景観形成基準
・「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」によるものとする。

その他の届出行為に関する景観形成基準	
土地の形質変更	・「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」によるものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・農林業に関するもので、やむを得ない場合の土石の堆積等とする。 - ただし、南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会の許可を得たものについてはこの限りではない。

※1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1号に規定する土地の形質変更。

※2 「廃棄物」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

「再生資源」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4

項に規定する、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の基本的な考え方

市民に親しまれ地域の景観を特徴づけている建造物や樹木については、個性豊かで魅力的な景観づくりに大きな役割を果たしています。そのような地域のシンボルとなる景観資源を許可なく、除却や伐採、外観の変更が行なわれないよう、適正に保全することが必要なものについて、景観重要建造物、若しくは景観重要樹木として指定し、以下の指定の方針に基づき保全を図ります。

2 景観重要建造物

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観形成上重要で次に示す項目に該当する建造物については、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要建造物として指定し、地域の良い景観形成を推進します。

- 道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるもの
- 周辺地域の景観を特徴づけ、歴史や文化、生活などの視点からみて地域のシンボリックな存在となっているもの
- 優れたデザインからなり、建築的価値をもつ建築物
- 長い時間をかけて市民に親しまれ愛され、大切に活用されているもの

(2) 景観重要建造物の指定の手続

指定の際には、景観審議会等の意見を聴くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めるととします。

3 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木の指定の方針

景観形成上重要で次に示す項目に該当する樹木については、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要樹木として指定し、地域の良い景観形成を推進します。

- 道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるもの
- 周辺地域の景観を特徴づけ、自然、歴史や文化などからみて地域のシンボリックな存在となっ

ているもの

○樹高や樹形による姿が特徴的であり、健康な状態を維持している樹木、若しくは樹木の集団で良好な景観の形成に寄与するもの

○長い時間をかけて市民に親しまれ愛され、大切にされてきたもの

（２）景観重要樹木の指定の手続

指定の際には、景観審議会等の意見を聴くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めるところとします。

※ 文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されたものは適用除外となります。

第6章 公共施設の整備に関する事項

1 公共施設の整備

公共施設は景観づくりにとって重要な要素であり、周辺の景観に配慮した整備を進めていく必要があるため、整備の基本的な方針を次のとおりとします（災害復旧、災害対策などの緊急を要する場合や通常管理行為、軽易な行為などは除く）。

- 本景観計画を踏まえ、「景観形成基準」に配慮する。特に、重点エリアにおいては、その場所及び眺めの特徴に配慮する。
- 安全性や機能性を考慮しながら美しい自然景観や森林の雰囲気を守る整備に努める。
- 安全性や機能性を考慮しながら美しい自然景観や河川の機能を守る整備に努める。
- 生活上影響が出るものや大規模なものについては、地元住民や関係者への事前の事業説明を行う。

2 景観重要公共施設

景観法は、景観計画区域内の道路法による道路や河川法による河川などの公共施設について、良好な景観を形成するために重要なものを景観重要公共施設と位置づけており、景観形成を先導する役割を担うことも期待されることから、必要と思われる公共施設を対象に当該施設の管理者と協議の上、景観重要公共施設の指定を検討します。

第7章 屋外広告物に関する事項

屋外広告物

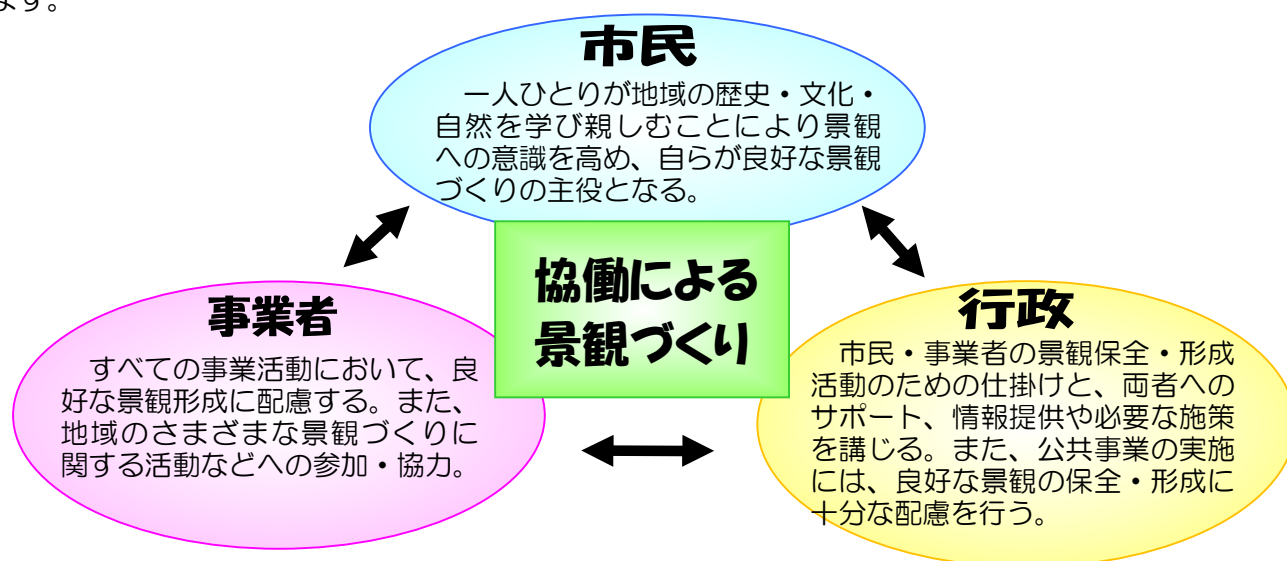
屋外広告物による表示は、商業活動における情報の提供、各施設の案内など多くの場所で適切な情報提供の手段やにぎわいのある雰囲気を出し創出する効果があり、私たちの日常生活の情報源として欠かすことのできないものとなっています。その一方で周囲への配慮のない屋外広告は、町並み景観や自然景観における景観を阻害する要因となります。

屋外広告は良好な景観形成において重要な要素となるため、本計画に基づいて周辺の景観に配慮したものとなるよう誘導を図ります。

第8章 計画の実現に向けて

1 景観づくりの役割分担

優れた景観づくりは、地域に暮らすすべての人々が、それぞれの立場に応じてかかわり合いながら創り上げていく必要があります。そのため、市民、事業者、行政が良好なパートナーシップのもと、協働して継続的な景観形成を推進します。市民、事業者、行政の果たす役割は次のとおりとします。



区 分	役 割
市 民	自らが景観づくりの主体であるとの認識を高め、優れた景観づくり活動への積極的な参加に努めます。 また、地域の特性に応じた景観に関するルールづくりの場を設けるなど、地域への愛着を高めつつ、良好な景観づくりに取り組みます。 ・地域の緑化や道路の清掃など、身近な景観づくりを推進します。 ・ごみの廃棄や散乱、老朽化した建築物や工作物の放置、けばけばしい屋外広告物の掲出など、景観を損なう行為を抑制し、良好な景観の形成に努めます。 ・景観施策への積極的な参加・協力を努めます。
事業者	工場や店舗、事業活動などが景観に大きな影響を与えることを認識し、景観に配慮した事業活動などに取り組むことに努めます。 また、地域のさまざまな景観づくりに関する活動などにも参加・協力し、地域の良好な景観形成への貢献に努めます。 ・建築物の建築や工作物の建設などに携わる者として、景観づくりについて建築主へ助言を行い、景観に配慮した事業の実施に努めます。 ・景観施策への積極的な参加・協力を努めます。 ・景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など、景観にかかわる法令を遵守します。

行政	景観に対する意識の醸成を図るため、市民や事業者への積極的な啓発活動、情報提供に努めます。 また、地域の特性に応じた景観施策を進めるとともに、景観を損なう要因が生じないように指導に努めます。あわせて、市民や事業者とともに景観づくりの取組を検討する場を設けるなど、協働による景観づくりの推進体制の構築を図ります。 ・市民や事業者が行う景観づくりの取組に対し、支援を行います。 ・本市の景観の魅力を市内外に積極的にアピールします。 ・道路や建築物などの公共施設は、景観づくりのモデルとなるような整備に努めます。 ・国、府、近隣市町との連携を強化し、計画的に有効な景観施策の推進に努めます。
----	--

2 景観審議会の設置

市の景観行政に関する審議機関として、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するため学識経験者や市民代表者などによって構成される「景観審議会」を設置します。

3 景観づくりの推進

(1) 景観計画区域の拡大に向けて

景観計画は、良好な景観を阻害している要因を取り除き、また改善していくために景観法に基づいた一定の縛りを掛けることが必要です。これは個人の財産に制限をかけることとなりますので、実現するためには景観に配慮したまちづくりへの市民との合意形成が不可欠となります。合併前の「まちづくり」の景観に関する取組は、旧町ごとに異なっており、市民の景観への意識や個人財産への制限に対する差が見受けられます。

そのため、合併以前から景観保全の観点で建築行為等に係る届出制度を実施していた美山町地域をモデル地区として景観計画を策定し、広報誌や各種事業等を通じ景観行政の啓発に努め「景観まちづくり」への合意形成が図れたところから順次景観計画区域に拡大していきます。

(2) 市民からの提案等

①景観協定の推進

景観計画の策定等、良好な景観形成の取組とあわせて、地域の特性と個性に応じた、きめ細かな景観づくりを進めていくためには、それぞれの地域において自分たちで考え、主体的に取り組んでいくことも必要となります。景観協定は建築物や工作物の形態意匠や構造等、景観に関するさまざまな地域のルールを定めることができます。協定区域内の土地所有者等全員の合意により景観協定を締結することができます。

②景観計画の提案等

市民やまちづくりの推進を目的とするNPO法人等から市に対し要件に該当している場合は、景観計画の策定や変更を提案することができます。

また、建造物や樹木の所有者等は、景観重要建造物や景観重要樹木として指定することを提案することができます。その場合提案する建造物や樹木は基準に適合し、その建造物等の所有者全員が合意している必要があります。

(3) 顕彰制度の創設

景観に配慮した建築物の建築・工作物の建設や景観まちづくりに取り組む地区で、良好な景観形成又は地区の先導となる景観づくりに寄与する個人や団体を表彰する仕組みを検討します。

参 考 資 料

1. 景観に関するこれまでの主な取組等

- ◆平成 4 年 1 2 月 美しい町づくり条例制定（美山町）
美山町伝統的建造物群保存地区保存条例制定（美山町）
- ◆平成 5 年 1 2 月 美山町北集落（美山かやぶきの里）が重要伝統的建造物群保存地区
に選定（美山町）
- ◆平成 1 6 年 6 月 景観法公布
- ◆平成 1 7 年 1 2 月 美山町が景観行政団体に移行
- ◆平成 1 8 年 1 月 美山町の景観行政団体を引き継ぎ南丹市が景観行政団体となる
- ◆平成 2 1 年 3 月 南丹市景観形成検討委員会を開催
～平成 2 3 年 3 月
- ◆平成 2 3 年 4 月 南丹市景観形成検討委員会から「南丹市の景観保全と形成のあり方
に関する提言書」を提出
- ◆平成 2 4 年 8 月 南丹市景観制度策定委員会を開催
～平成 2 5 年 9 月
- ◆平成 2 5 年 1 0 月 南丹市景観制度策定委員会から「南丹市景観計画（案）」を提出
- ◆平成 2 5 年 1 2 月 「南丹市景観条例」の制定
「南丹市景観計画」の策定

2. 南丹市景観制度策定委員会の検討経過等

会議等	開催年月日	検討内容等
第 1 回委員会	平成 2 4 年 8 月 2 8 日	・ 委嘱状交付 ・ 景観制度の策定について ・ スケジュール概要について ・ 今後の進め方について
第 2 回委員会	平成 2 4 年 1 0 月 2 日	・ 景観計画について

第3回委員会	平成24年11月19日	・基本理念等について ・景観農業振興地域整備計画について ・行為の制限に係るワークショップ
第4回委員会	平成24年12月10日	・南丹市景観計画（中間案）についての検討
各委員からの個別意見集約	平成25年3月～平成25年7月	・南丹市景観計画（中間案）について
第5回委員会	平成25年9月18日	・南丹市景観計画（案）について
提出	平成25年10月7日	・南丹市景観計画（案）を提出

■市民意見募集（パブリックコメント）

- ・実施期間 平成25年8月2日～9月2日
- ・意見件数 1件

■住民説明会

- ・会場 美山文化ホール1階会議室
実施日 平成25年7月31日
参加者数 17名
- ・会場 美山知井会館
実施日 平成25年8月6日
参加者数 6名

3. 南丹市景観制度策定委員会委員名簿

【根拠条例】南丹市景観制度策定委員会条例（平成24年南丹市条例第1号）

区 分	人数	氏 名	摘 要	
有 識 者 【条例第3条第1号】	2	ふじもと ひでこ 藤本 英子	委 員 長	京都市立芸術大学美術学部／大学院美術研究科 環境デザイン研究室 教授
		せきや るね 関谷 龍子		佛教大学社会学部 公共政策学科 准教授
関係団体の代表者 【条例第3条第2号】	6	おおまえ てるお 大前 照男		知井振興会代表
		せぐち ゆう 瀬口 裕		平屋振興会代表
		なかふじ こうし 中藤 講	副委員長	宮島振興会代表
		ちょうち よしと 帖地 孝人		鶴ヶ岡振興会代表
		おうえ ひろし		大野振興会代表

		尾上 廣司		
		なかの ていいち 中野 貞一		美山町北地区・重要伝統的建造物群保存地区代表（かやぶき保存会会長）
市 民 公 募 【条例第3条第3号】	2	なかじま たかあき 中島 隆章		
		おぜき やすし 小関 康嗣		

南丹市景観制度策定委員会条例

平成24年3月29日

条例第1号

（設置）

第1条 本市の魅力ある景観形成及び保全に向け、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）及び景観条例を策定するため、南丹市景観制度策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- （1） 景観計画及び景観条例の策定に関すること。
- （2） その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から10名以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- （1） 有識者
- （2） 関係団体の代表者
- （3） 公募により選出した者
- （4） 市長が特に必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了した日までとする。

2 委員が任期途中で交代した場合は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

4. 届出手続の流れ

景観計画区域では、景観法に基づく届出が必要です。

計画が確定した後や契約が済んだ後であっても、届出内容によって景観計画に適合しないと認めるときは、助言・指導や勧告を行うことがあります。届出をしていただくみなさんの手戻りがないよう、早い段階での市への事前相談を推奨します。

届出が必要でない行為については、景観形成基準に基づき良好な景観形成に努めてください。

●事前相談（任意事項）

事前相談を受け付けます。届出対象行為や景観形成基準などの必要な情報を提供します。

●行為の届出

景観法に基づき、市長への届出が必要です。届出から30日後でなければ、行為の着手ができませんので、計画的に届出をしてください。なお、適合の通知を受けた場合は、30日以内であっても通知を受けた日から行為の着手ができます。

●適合審査

届出内容の景観形成基準に対する適合審査を行います。景観形成基準に適合しないときは、助言・指導や勧告を行う場合があります。また、勧告に従わないときは、氏名等の公表を行う場合があります。

市は必要に応じて、景観審議会の意見を聴きます。

●行為の完了の届出

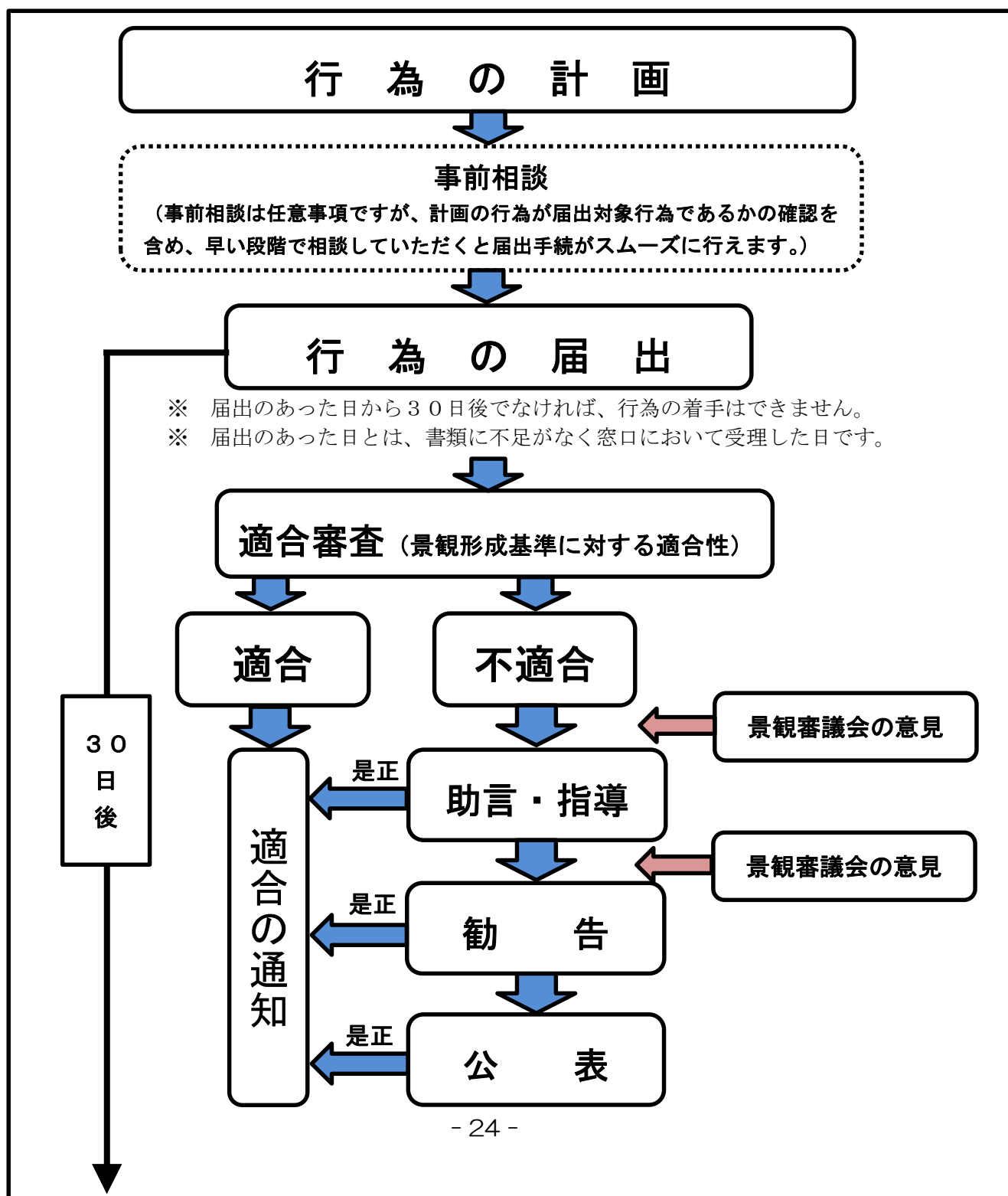
届出をした行為が完了したときは、市長への完了の届出が必要です。

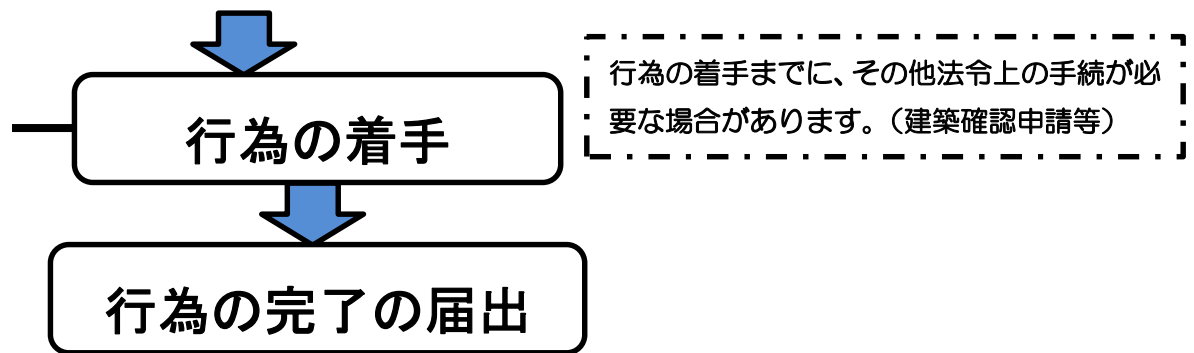
【罰則】景観法

第103条

「届出をしていない」「虚偽の届出をした」「行為の着手の制限に違反して届出に係る行為に着手した」場合は、30万円以下の罰金に処されることがあります。

【届出のフロー図】





5. 用語の解説

重要伝統的建造物群保存地区：じゅうようでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく

市町村が条例などにより伝統的建造物群保存地区を決定した中で、特に価値が高いものとして国が選定したもの。伝統的建造物群保存地区とは城下町、宿場町、門前町、農村、漁村など歴史的な集落・町並みを保存するために市町村が定める地区のこと。

礎石（石場）建て：そせき（いしば）だて

日本に昔から伝わる伝統的な工法で、基礎となる石の上に柱を直接立てる工法。

竹小舞下地：たけこまいしたじ

伝統的な和風建築の土壁の下地。柱に穴をあけて間渡し竹を約30cm間隔で配置し、その間に小舞竹（割竹）を格子状に組み縄で編んだもの。

荒壁：あらかべ

わらなどを混ぜた土を塗った壁のこと。漆喰塗りなどの仕上げ塗りの下地となる。

貫構造：ぬきこうぞう

貫で建物を支える構造のこと。貫とは柱と柱を通す水平材のこと。

入母屋造り：いりもやづくり

入母屋屋根をもつ建築物のこと。入母屋屋根とは、屋根形式のひとつで、上部が切妻造り（両側に傾斜する屋根）、下部が寄棟造り（四方へ傾斜する屋根）となる構造のもの。

千木：ちぎ

屋根にあげられた交差する部材のこと。

破風：はふ

入母屋造りや切妻造りなどの屋根の妻側（両端）にできる三角形の部分のこと。

漆喰壁：しっくいかべ

漆喰で塗られた壁のこと。漆喰とは、消石灰を主成分とした建材で、瓦の接着や壁の上塗りなどに使われる。

ベンガラ塗り：べんがらぬり

日本の伝統的な塗装方法。ベンガラとは、古来からある赤色顔料のひとつ。

法面：のりめん

山の斜面などを切り取ったり、土を盛ってできた新たな人工的な斜面のこと。

擁壁：ようへき

人工的な法面が、そのままの土の斜面では崩落するおそれがあるため、土砂が崩れるのを防ぐために設ける構造物。

コンクリートプラント

コンクリートを原材料から製造する設備のこと。

クラッシャープラント

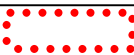
コンクリートやアスファルトなどを粉砕する設備のこと。

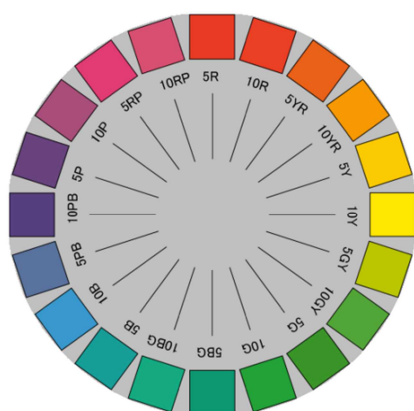
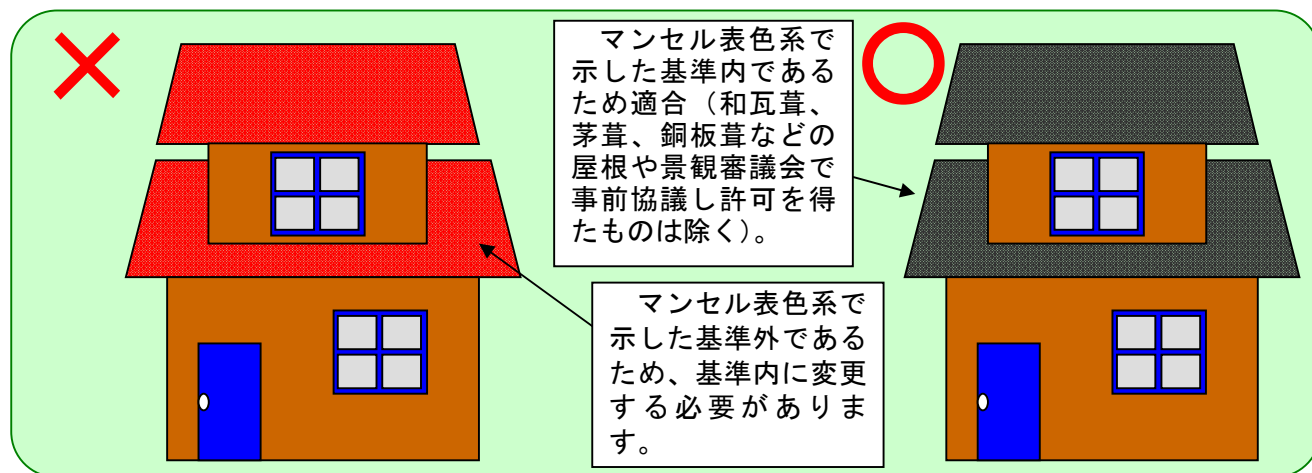
マンセル表色系：まんせるひょうしょくけい

色の表示方法のひとつ。ひとつの色彩を色の三属性（色相【いろあいを表す】、明度【あかるさ^{めいど}を表す】、彩度【あざやかさを表す】^{さいど}）で表現し、体系的にしたもの。

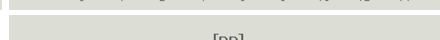
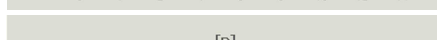
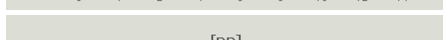
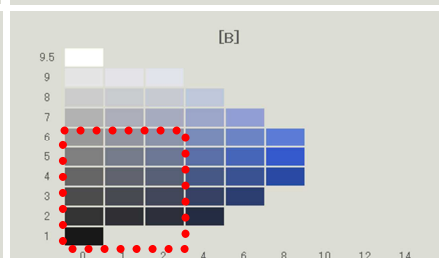
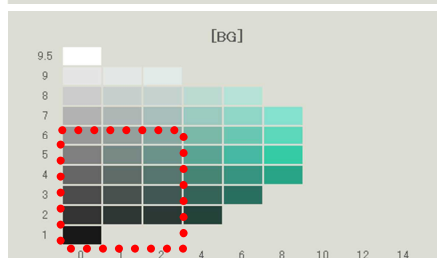
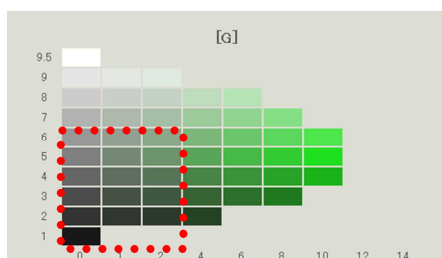
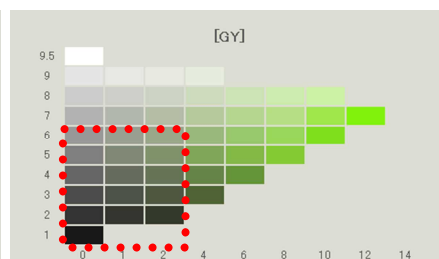
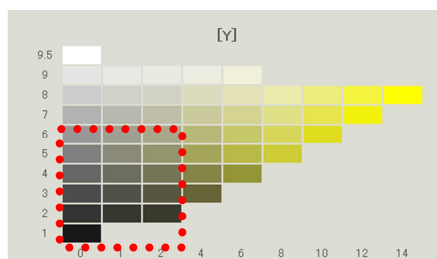
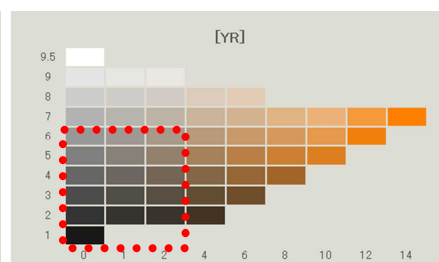
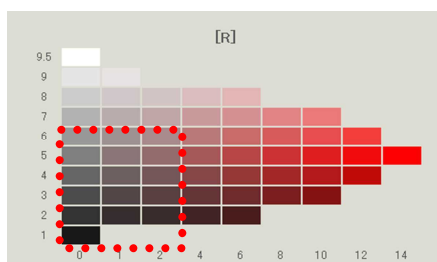
6. 使用できる色彩のイメージ

ここでは、使用できる色を参考として示しています。表現している色は印刷によるものであり、実際のマンセル値とは異なります。正確には色票で確認してください。

屋根の色彩は、マンセル表色系（下表）の  で示した範囲内の明度、彩度とします。
この基準の適合例は下記のとおりです。

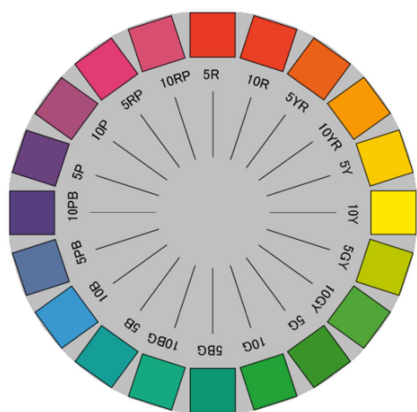
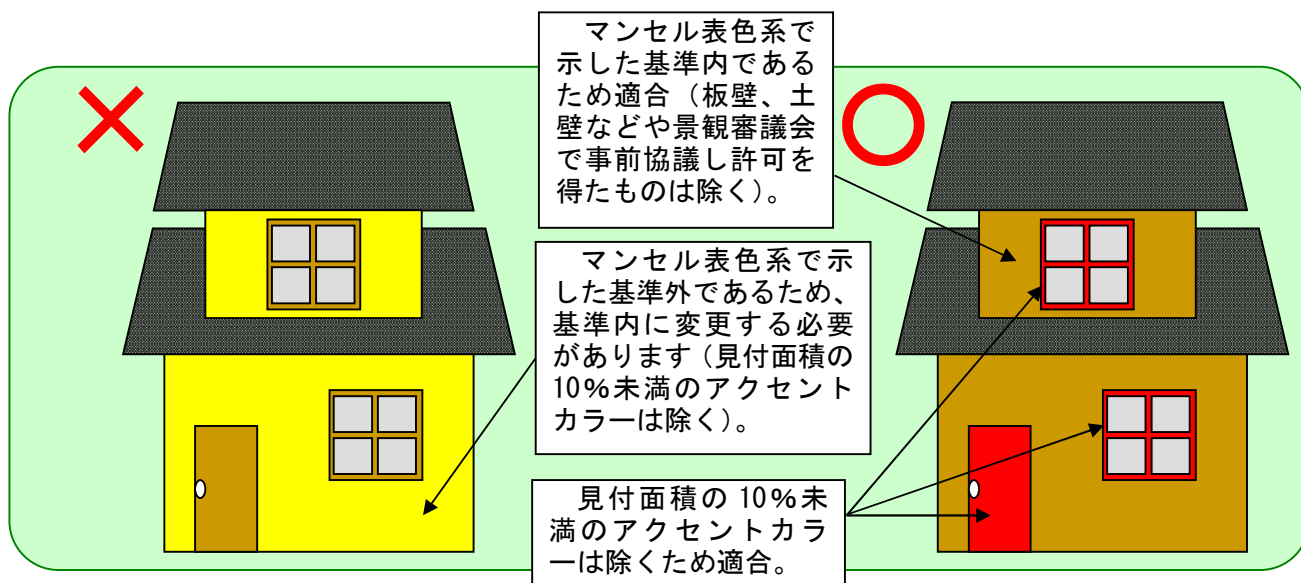


色相：マンセル色相環

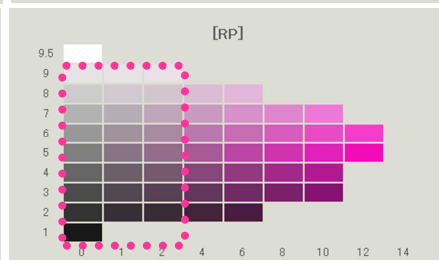
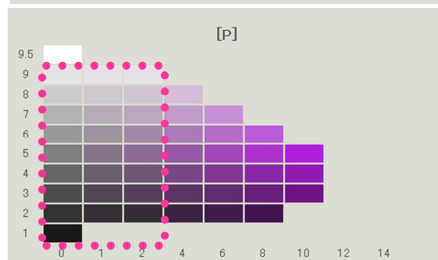
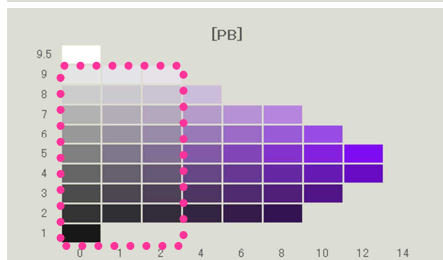
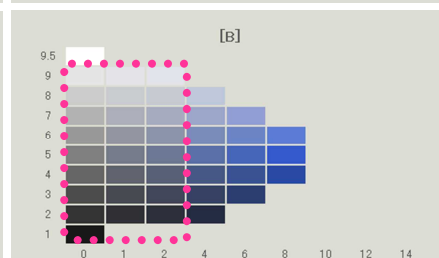
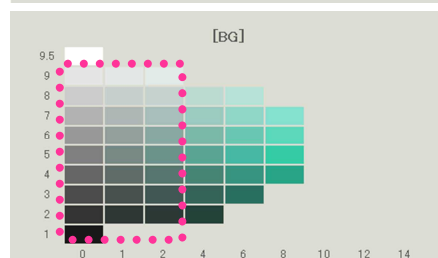
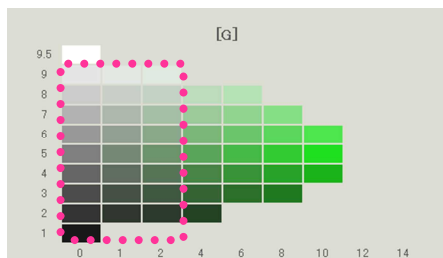
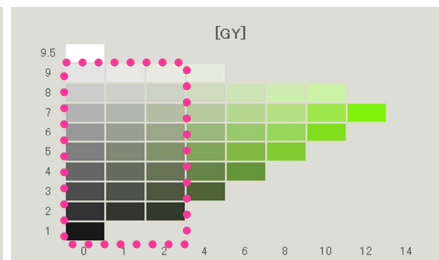
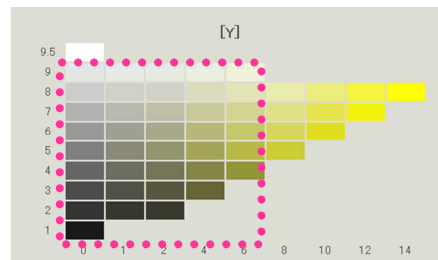
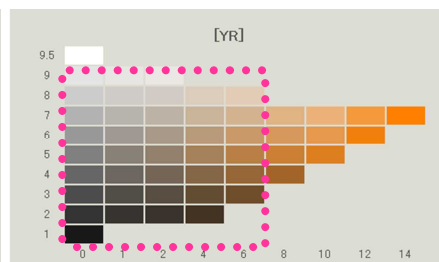
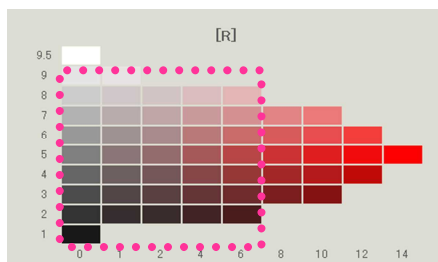


建築物の外壁の色彩は、マンセル表色系（下表）の  で示した範囲内の明度、彩度とします（見付面積の 10%未満のアクセントカラーは除く）。

この基準の適合例は下記のとおりです。



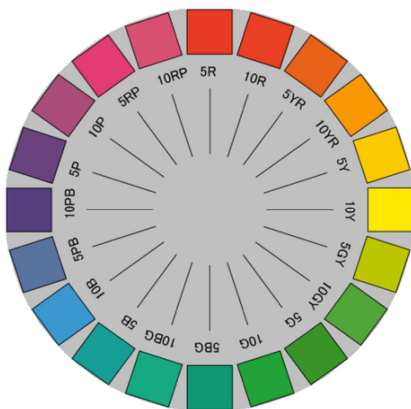
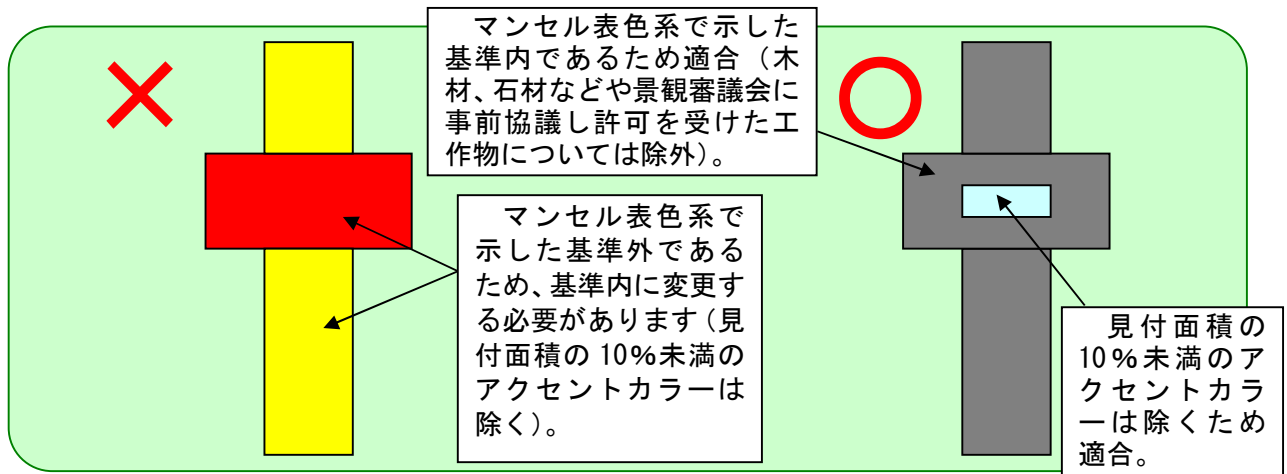
色相：マンセル色相環



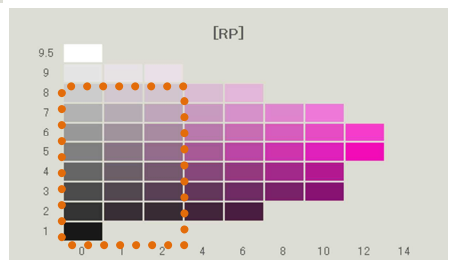
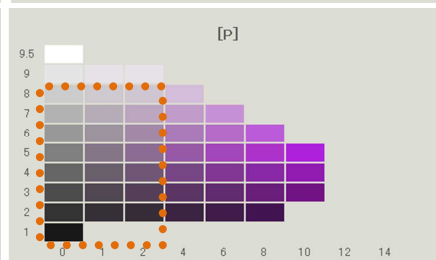
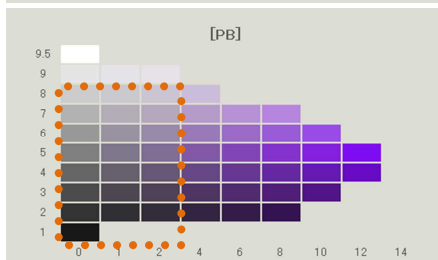
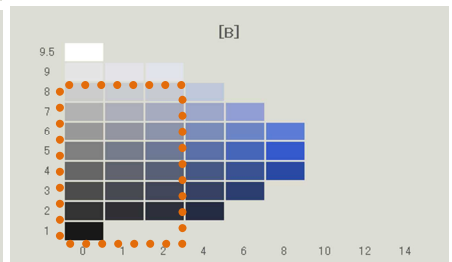
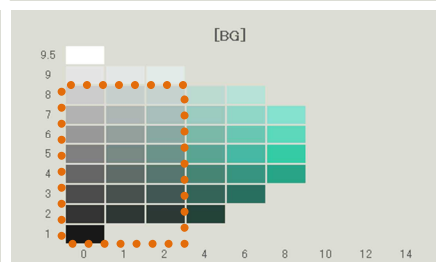
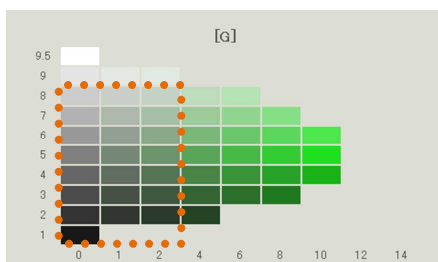
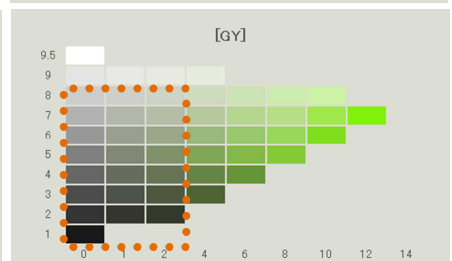
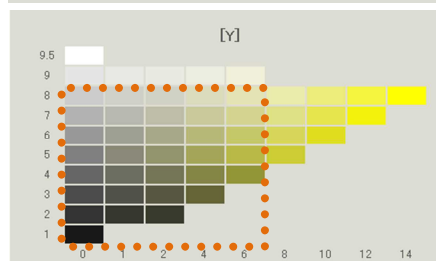
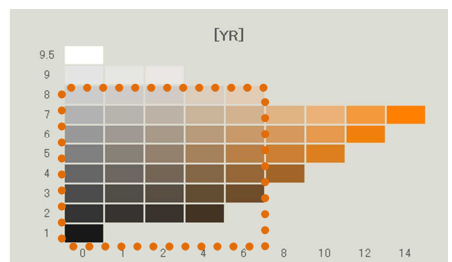
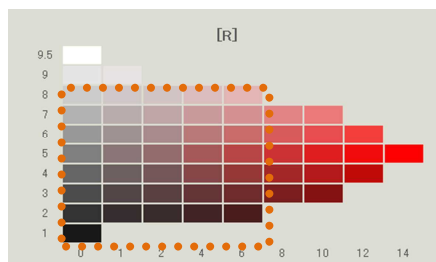
※ 縦軸が明度、横軸が彩度

工作物の色彩は、マンセル表色系（下表）の  で示した範囲内の明度、彩度とします（見付面積の 10%未満のアクセントカラーは除く）。

この基準の適合例は下記のとおりです。



色相：マンセル色相環



※ 縦軸が明度、横軸が彩度

7. 景観協定について補足（景観法で規定）

景観法第81条に定められた景観協定は、建築物や工作物の形態意匠や構造等、景観に関するきめ細かなルールを地域で決め、みんなで守っていくことを約束し、地域のより良い景観づくりに役立つ制度です。このことにより、快適な地域環境が保全・形成され、市民や地権者、事業者等の地域への愛着と誇りが高まるとともに地域活力の増進も期待されます。この協定は、締結後に協定区域内の土地等の権利を継承した方にも効力が及びます。

協定を締結するには、地域で協定の区域・景観に関するルール・有効期間・違反した場合の措置などを検討し、協定区域内の土地所有者等全員の合意を得ることが必要です。全員の合意が得られたら市長に認可申請を行い、認可を受けることで景観法に基づく景観協定が成立します。

協定成立後は、景観協定を維持していくために運営委員会を設置し、地域の人々で管理・運営にあたります。

景観協定で定める事項（景観法第81条第2項）

- 一 景観協定の目的となる土地の区域
- 二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - ト その他良好な景観の形成に関する事項
- 三 景観協定の有効期間
- 四 景観協定に違反した場合の措置

8. 景観計画の提案について補足（景観法で規定）

景観法第11条では、市に対し市民（土地の所有者）や、まちづくりの推進を目的とするNPO法人等が景観計画の策定又は変更を提案できる制度が定められています。市は提案があったときは、遅滞なく当該提案を踏まえて景観計画の策定又は変更する必要があるかどうかを判断しなければなりません。

提案に必要な要件は、次のとおりです。

- ・ 景観計画の素案の添付
- ・ 対象地域の2／3の同意（土地所有者等の人数及び土地面積）
- ・ 0.5ha以上の規模であること

※ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案については、景観法第20条及び29条で規定されています。

南丹市景観計画

平成25年12月20日 告示

平成26年4月1日 施行

南丹市土木建築部都市計画課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL : 0771-68-0052 FAX : 0771-63-0654

E-mail : tokei@city.nantan.lg.jp